

国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) その他次条に規定する委員長が必要と認めた者 <u>若干名</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第7条 委員会に、第2条に規定する所掌事項を分担するため次の部会を置く。</p> <p>(1) 教育部会</p> <p>(2) 研究部会</p> <p>(3) 国際交流・広報・社会貢献部会</p> <p>(4) 業務運営部会</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 部会の委員構成、部会長、所掌事項及び事務担当は、別表2のとおりとする。</p>	<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) その他次条に規定する委員長が必要と認めた者</p> <p>2 (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	

別表2(第7条第4項関係)

部会名	委員構成	所掌事項	事務担当
教育	<p>◎理事(教育担当) 大学教育センター長 ・教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人</p> <p>・教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人</p> <p>・生物システム応用科学府副府長 1人</p> <p>・連合農学研究科から選出された本学の教員 1人</p> <p>・入学試験委員会及び教育・学生生活委員会の副委員長 各1人</p> <p>・大学教育センター運営委員会から選出され</p>	教育に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	学務部教育企画課

別表2(第7条第4項関係)

部会名	委員構成	所掌事項	事務担当
教育	<p>◎理事(教育担当) 大学教育センター長 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人</p> <p>・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人</p> <p>・生物システム応用科学府副府長 1人</p> <p>・連合農学研究科から選出された本学の教員 1人</p> <p>・入学試験委員会及び教育・学生生活委員会の副委員長 各1人</p> <p>・大学教育センター運営委員会から選出され</p>	教育に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	学務部教育企画課

	<p>た者 1人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健管理センター所長 ・学務部長 ・その他部会長が必要と認められた者 				<p>た者 1人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健管理センター所長 ・学務部長 ・その他部会長が必要と認められた者 			
研究	<p>◎理事(学術・研究担当)</p> <p>○農学研究院長、工学研究院長及びグローバルイノベーション研究院長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長 1人 ・図書館長 ・先端産学連携研究推進センター長 ・総合情報メディアセ 	<p>研究に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項</p>	<p>研究推進部研究支援課</p>	研究	<p>◎理事(学術・研究担当)</p> <p>○農学研究院長、工学研究院長及びグローバルイノベーション研究院長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人 ・図書館長 ・先端産学連携研究推進センター長 ・総合情報メディアセ 	<p>研究に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項</p>	<p>研究推進部研究支援課</p>	

	<p>ンター長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学術研究支援総合センター長 ・研究推進部長 ・その他部会長が必要と認められた者 				<p>ンター長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学術研究支援総合センター長 ・研究推進部長 ・その他部会長が必要と認められた者 			
国際交流・広報・社会貢献	<p>◎理事(広報・国際担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる生物システム応用科学府副府長 ・国際交流委員会及び広報・社会貢献委員会の副委員長 各1人 ・国際センター運営委員会から選出された者 	国際交流・広報・社会貢献に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	学務部国際交流課	国際交流・広報・社会貢献	<p>◎理事(広報・国際担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる生物システム応用科学府副府長 ・国際交流委員会及び広報・社会貢献委員会の副委員長 各1人 ・国際センター運営委員会から選出された者 	国際交流・広報・社会貢献に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	学務部国際交流課	

	1人 ・学務部長 ・総務部長 ・その他部会長が必要と認められた者				1人 ・学務部長 ・総務部長 ・その他部会長が必要と認められた者		
業務運営	◎理事(総務・財務担当) ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる生物システム応用科学府副府長 ・総務部長 ・財務部長 ・その他部会長が必要と認められた者	業務運営に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	総務部総務課	業務運営	◎理事(総務・財務担当) ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる生物システム応用科学府副府長 ・総務部長 ・財務部長 ・その他部会長が必要と認められた者	業務運営に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	総務部総務課

附 則(平成29年4月24日教規程第10号)

この規程は、平成29年4月24日から施行し、平成29年4月1日から適用する。